

次期「淡海子ども・若者プラン」(原案)に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果等について

令和6年12月17日(火)から令和7年1月16日(木)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、次期「淡海子ども・若者プラン」(原案)について意見・情報の募集および市町等に意見照会を行った結果、合計62件の意見・情報が寄せられました。これらの意見・情報に対する滋賀県の考え方は次のとおりです。

なお、取りまとめに当たり、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約しています。

2 提出された御意見の内訳(件数)

項目	県民	市町
I 計画の策定	1	
II 子ども・若者を取り巻く主な現状	6	
III 基本理念	1	
IV 基本施策		
1 子どもの権利が守られる社会づくり	5	
2 子ども・若者の健やかな育ちや希望を叶えるための取組	6	
3 きめ細かな対応が必要な子ども・若者への支援	3	
4 社会的養育の推進	7	
5 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進	3	
6 ひとり親家庭への支援の推進	1	
7 安心・安全な子育て環境の整備	6	1
8 子ども・若者を取り巻く社会環境の整備	5	
V 基本理念の実現に向けた大切な視点	8	
VI プランの推進	4	
数値目標	3	1
その他	1	

合計 62 件

3 提出された意見とそれらに対する県の考え方について

淡海子ども・若者プラン(原案)に対する意見			
番号	頁	行	意見等
意見等に対する考え方			
Ⅰ 計画の策定			
1	1	20	本プランが、滋賀県の条例や構想の中でどのような位置づけにあるのかを文章ではわかりにくかったので、より明確にしたほうがよいと思います。上位計画は総合計画だと思いますが、下位計画はどれにあたるのか、関連計画は何でどのあたりのテーマが連動してくるのかなど。一目でわかるように図表で表現してはどうかと思います。
御意見を踏まえ、次の通り修正します。 あわせて、図表については参考資料として追記を検討します。 【修正前】 ②滋賀県基本構想をはじめとした、滋賀県が策定する他の計画等と整合した計画 【修正後】 ②滋賀県基本構想を上位計画とし、滋賀県地域福祉支援計画や滋賀県保健医療計画、滋賀県教育振興基本計画等の各分野における計画等と整合した計画 (P1 22行目)			
Ⅱ 子ども・若者を取り巻く主な現状			
2	4	22	子ども・若者の健やかな育ちや希望を叶えるための取組 ・子ども・若者の健やかな成長を阻害する恐れのある行為および環境から子ども・若者を保護するため、スマートフォン等のフィルタリング措置の普及などにより、子ども・若者が有害情報に接する機会を減らすことが必要です。 本計画の定義によると「若者」はおおむね 18 歳以降からおおむね 30 歳未満を対象と記載されており、成人である。成人の自己決定権を侵害し、知る権利を脅かすような施策は「若者」に対して行うべきでない。
御意見を踏まえ、以下の通り修正いたします。 【修正前】 ・子ども・若者の健やかな成長を阻害する恐れのある行為および環境から子ども・若者を保護するため、スマートフォン等のフィルタリング措置の普及などにより、子ども・若者が有害情報に接する機会を減らすことが必要です。 【修正後】 ・子どもの健やかな成長を阻害する恐れのある行為および環境から子どもを保護するため、スマートフォン等のフィルタリング措置の普及などにより、子どもが有害情報に接する機会を減らすことが必要です。 (P4 22行目)			
3	18	7	「子ども自身が正しい知識を得て、人生をデザインできるよう包括的性教育やプレコンセプションケア」としていることを評価するが、繰り返し出てくるプレコンセプションケアに比べて包括的性教育にふれる箇所がない。産む選択をした女性は何らかの理由で困難を抱えるという時の支援は必要であるが、子どもの時から、すべての女性（思春期の女の子も含め）が妊娠・出産を選択するように教育していくのは、身体を選択肢を決めるのは本人であるという人権保障の観点から不適切である。少子化対策という文脈で人権をないがしろにするのはいかがなものか。包括的性教育は、対等な人間関係、守るべき境界線などについて子ども自身が考え、気づき、できるようになるスキルを身につけるカリキュラムベースのものであり、このプランの趣旨になっている。「予期せぬ妊娠を避けること」とあるが、子どもはどこで妊娠に至る過程を学んでいるのか。現在、科学的根拠に基づいた性教育が実施されていない結果としての「予期せぬ妊娠」であり、思春期以降の男女の身体についてしっかり教育がなされるべきであり、そのような文脈で書かれるべき。
包括的性教育は学習者である子どもや若者のウェルビーイングの実現を目的とするものであり、身体や生殖の仕組みだけではなく、人間関係や性の多様性、ジェンダー平等、幸福などの幅広いテーマを含む、人権尊重を基本とした考え方であることから、県政全般に関わる重要なものとして、学校現場で取り組まれている「生命(いのち)の安全教育」とあわせて取り組みます。 なお、原案では妊娠前、妊娠期からの虐待予防・未然防止対策として包括的性教育の必要性について記載していましたが、包括的性教育は人間関係やジェンダーの理解等の広いテーマを含むものであり、虐待予防・未然防止対策としては包括的性教育よりも、生命の尊さや素晴らしさ、自分や相手を尊重することなどを学ぶ「生命(いのち)の安全教育」がより適切であるため、次の通り修正します。 【修正前】 包括的性教育 【修正後】 生命 (いのち) の安全教育 (P18 7行目)			
4	18	7	「包括的性教育やプレコンセプションケア」について取り上げられていることは評価するが、全体として包括的性教育に関する記述が少ない。子どもを含めたすべての人が人権をベースに人間関係や心理的安全性などについて学ぶためのカリキュラムとして位置付け、教育の充実を図るべきだと考える。
包括的性教育は学習者である子どもや若者のウェルビーイングの実現を目的とするものであり、身体や生殖の仕組みだけではなく、人間関係や性の多様性、ジェンダー平等、幸福などの幅広いテーマを含む、人権尊重を基本とした考え方であることから、県政全般に関わる重要なものとして、学校現場で取り組まれている「生命(いのち)の安全教育」とあわせて取り組みます。 なお、原案では妊娠前、妊娠期からの虐待予防・未然防止対策として包括的性教育の必要性について記載していましたが、包括的性教育は人間関係やジェンダーの理解等の広いテーマを含むものであり、虐待予防・未然防止対策としては包括的性教育よりも、生命の尊さや素晴らしさ、自分や相手を尊重することなどを学ぶ「生命(いのち)の安全教育」がより適切であるため、次の通り修正します。 【修正前】 包括的性教育 【修正後】 生命 (いのち) の安全教育 (P18 7行目)			

番号	頁	行	意見等	意見等に対する考え方
5	18	7	「子ども自身が正しい知識を得て、人生をデザインできるよう包括的性教育やプレコンセプションケアに関する健康教育を行う」とありますが、「包括的性教育やプレコンセプションケアに関する健康教育」ではなく「いのちの安全教育」が適当ではないでしょうか？ 学校教育として教わる「いのちの安全教育」をしっかりと推進することが重要であると考えます。また、「包括的性教育」は国会でもその後の指す中身がはっきりしないとされており、いまだ国民の内容理解・納得を得ているものではありません。 同様に、P75の「思春期保健対策の充実」にも「いのちの安全教育」を入れてはいかがでしょうか？	原案では妊娠前、妊娠期からの虐待予防・未然防止対策として包括的性教育の必要性について記載していましたが、包括的性教育は人間関係やジェンダーの理解等の広いテーマを含むものであり、虐待予防・未然防止対策としては包括的性教育よりも、生命の尊さや素晴らしさ、自分や相手を尊重することなどを学ぶ「生命(いのち)の安全教育」がより適切であるため、御意見を踏まえ次の通り修正します。 【修正前】 包括的性教育 【修正後】 生命(いのち)の安全教育 (P18 7行目) あわせて、以下の通り追記します。 ○生命(いのち)の安全教育の推進 ・生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に考えることや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることを目指し、発達の段階に応じて「生命(いのち)を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教育に取り組めます。(P75 19行目) なお、包括的性教育は学習者である子どもや若者のウェルビーイングの実現を目的とするものであり、身体や生殖の仕組みだけではなく、人間関係や性の多様性、ジェンダー平等、幸福などの幅広いテーマを含む、人権尊重を基本とした考え方であることから、県政全般に関わる重要なものとして、学校現場で取り組まれている「生命(いのち)の安全教育」とあわせて取り組めます。
6	18	7	包括的性教育の導入は不適切です。 学習指導要領にのっとった「性に関する指導」である必要があります。 たとえば、国の「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」では、「性教育」「包括的性教育」の文言はありません。国、文科省がすすめているのは「生命の安全教育」です。「生命の安全教育」＝「包括的性教育」ではありません。 プレコンセプションケアとして、包括的性教育を導入のようですが、包括的性教育は、ライフ(人生)の一部分である性行為・生殖(中絶を含む)に偏っています。 子供を育む家庭の価値の高さ、子供をいつくしむこと、自分も親になって子供を前向きに育てる意識づけといった、家庭重視のライフプランを自治体にはリードしていただきたいです。 また、包括的性教育は文化的な違いを考慮していません。 キリスト教国、イスラム、仏教国。。。さらに、宗派の違い(カソリックとプロテスタント)もあり、それぞれに性的規範も、家庭像も違います。わが国日本も、独自の文化・価値観を持っています。 今後、様々な文化をもつ国から外国人が来る中、包括的性教育のために軋轢、摩擦が生まれることが予測されます。米国ではすでに、自治体 対 包括的性教育に反対する保護者との戦いになっています。 包括的性教育は国際基準であるとのことですが、その国際－欧米諸国では、子供への包括的性教育を停止するところも出てきています。先行して包括的性教育が行われた国々で、子供間性暴力が増えた(性行為に興味をもったため)、性的にアクティブになった(性的なことは恥ずかしいことではないとの教えのため)などです。 また、包括的性教育が、子供の性被害防止になるか否かは、おおいに異論があるところです。 自治体がこれらの懸念点を検討せず、国とも足並みをそろえず、導入するのは問題があると考えます。 包括的性教育の文言を紹介することなく、プレコンセプションケアのみのほうがよいのではないかと考えます。	原案では妊娠前、妊娠期からの虐待予防・未然防止対策として包括的性教育の必要性について記載していましたが、包括的性教育は人間関係やジェンダーの理解等の広いテーマを含むものであり、虐待予防・未然防止対策としては包括的性教育よりも、生命の尊さや素晴らしさ、自分や相手を尊重することなどを学ぶ「生命(いのち)の安全教育」がより適切であるため、御意見を踏まえ次の通り修正します。 【修正前】 包括的性教育 【修正後】 生命(いのち)の安全教育 (P18 7行目) なお、包括的性教育は学習者である子どもや若者のウェルビーイングの実現を目的とするものであり、身体や生殖の仕組みだけではなく、人間関係や性の多様性、ジェンダー平等、幸福などの幅広いテーマを含む、人権尊重を基本とした考え方であることから、県政全般に関わる重要なものとして、学校現場で取り組まれている「生命(いのち)の安全教育」とあわせて取り組めます。
7	64	16	「出生率」を課題視されており、p4の記載からも「少子化対策」としての一面が本計画にはあろうと考えます。 しかしながら、少子化対策について、現在こども家庭庁が主管する各種の支援事業には出生率改善と関連する事業は存在しない(下記参議院質問主意書より)ことから、E B P Mの観点からは個々の自治体において支援事業と出生率改善とを独自に結びつける際には地域の事情に沿って十分にその効果とコストとを考慮し、その結果を市民に開示することが必要に思います。	本計画では、子どもを生み育て、幸せな家庭を築こうとする夢や希望をもつことができる社会の実現に向けた取組を推進することが必要であると考えています。(P64 4行目) また計画の推進にあたっては、PDCAサイクルの考えに基づき、毎年度、計画に基づく施策の実施状況、別に定める数値目標の達成状況、施策の効果や課題等について点検評価を行い、その結果を広く県民に公表することとしています。(P138 13行目)
Ⅲ 基本理念				
8	68	2	「基本理念の実現に向け～」とあるが、そもそも理念とは「掲げる」とか「基づいて」とつなげることはあっても、「実現」はあまり使わないのではないのでしょうか。	本計画では「子ども・若者が笑顔で幸せに暮らせる滋賀」を基本理念をとして掲げ、その実現を目指して計画の推進に取り組むことから、原案の表現としています。

番号	頁	行	意見等	意見等に対する考え方
IV 基本施策				
1 子どもの権利が守られる社会づくり				
9	69	2	学校園では子どもの権利を尊重するための学習をこれまでもおこなってきています。これまでの子どもに関わる取組と、今回の条例とをしっかりと関連付けて詳細な計画、予算案などが示されなければ、取組が形骸化してしまう、また現場任せになってしまうのではないかと懸念しています。 そもそも子どもの数が少ない。数としての力が弱い。その中で意見を伝えてよいと知っている子どもは更に少ない。子どもが多い頃は大きな声を出して自分たちの意見を言える子どもも比例して多かった。それでも子どもの声は伝わらないことが多かったのだから、子ども一人ひとりの権利の学習や権利意識の醸成に重点をおいてほしい。	子ども自身が子どもの権利について知って理解する機会を設けるとともに、子どもの社会参画を促し、子どもの意見を聴き、反映する仕組みを作り、子どもの権利が守られる社会の実現に向けた取組を推進することとしています。(P69 6行目)
10	69	4	子どもを一人の人として意見をくみ取ることができる(都合よく子ども扱い、おとな扱い使い分けしない) おとな、子どもへのフィードバックやともに考えるためのコミッションナーのような存在が必要だと考える。	子どもの権利に関しては、教育関係者、医療・福祉関係者、公務員など、特に直接子どもに接する機会が多い仕事に従事する人や子どもの人権に深い関わりのある人に対して、子どもの人権について理解と認識を深めるための積極的な研修を実施することで、子どもが意見を表明しやすい環境を整えてまいります。(P69 26行目)
11	69	4	子どもの権利というのは、人権のことだと思います。そうした場合、この計画において、男女差をなくす、という視点はありますが、性の多様性について配慮がないことは、LGBTQまたは、生物学的な性に違和感のある子どもを排除してしまう生きづらさを生んでいるのではないでしょうか。どうか、子どもの性の多様性について配慮した計画にしてください。	本計画では、子ども自身が子どもの権利について知って理解する機会を設けるとともに、子どもの人権についての理解と認識を深めるための積極的な研修を、直接子どもに接する機会が多い仕事に従事する人や子どもの人権に深い関わりのある人に対して実施することとしています。(P69 6行目 26行目) なお、性の多様性に関しては、性的指向・ジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての人がかけがえない個人として尊重される社会の実現を目指して、学校、地域、家庭、職域等の様々な場を通じた教育・啓発の実施に取り組んでまいります。
12	69	4	早い段階から継続的に、性的マイノリティ（多様性）についても教育すべきと考えます。	性の多様性に関しては、性的指向・ジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての人がかけがえない個人として尊重される社会の実現を目指して、学校、地域、家庭、職域等の様々な場を通じた教育・啓発の実施に取り組んでまいります。
13	69	4	子どもの意見表明を行うことはとても難しいことです。なぜなら、子どもは、自分から声を出すことに慣れていないし、意見を上手く伝える能力も大人に比べれば低いからです。しかし、全ての子どもが、意見を持っています。このため、国は、子どもの意見表明を支援するアドボケイトの重要性を位置づけています。子どもの意見表明を支援することは、子どもの周りにいる人誰にでもできることであると共に、行政や学校に意見を伝えるためには、養成された子どもの意見表明支援者（アドボケイト）が必要です。 そこで、アドボケイトを計画的に養成していくこと、子どもが望めば、意見表明支援を受けられるようにすることを計画に盛り込むべきです。 指標として、養成されたアドボケイトの登録者または、アドボケイト養成講座の実施数を管理してください。 また、子どものニーズや苦しさは、子どもの近くにいる学校の先生や、子どもを支援しているNPOの方が把握しています。子どもの意見を直接聴くことは難しいことなので、子どもの意見を代弁することができる学校の先生や、NPOの方の意見を施策に取り入れるように取り組んでください。	令和6年度中に制定予定の滋賀県子ども基本条例の趣旨を踏まえ、子どもが家庭、学校、地域等において、自身に関わることについて自由に意見を表明できるとともに、自発的に活動し、社会の一員として尊重され、社会参画が促進されるよう、必要な環境の整備に取り組んでまいります。(P69 32行目) 施策の展開にあたっては、まずは子どもの意思をくみ取る取組が広まるよう、特に子どもと関わりのある大人に対して周知・啓発を行い、子どもが意見を表明しやすい環境を整えていきたいと考えています。 また、本計画に基づく事業の実施においては、子ども・若者の意見聴取にあたって考慮すべき事項を定めており、子ども・若者の声を踏まえた施策の展開に取り組んでまいります。(P131 11行目)
2 子ども・若者の健やかな育ちや希望を叶えるための取組				
14	71	14	文化的な経験等は重要です。計画として、滋賀らしい、文化的な経験を子どもに提供することを具体化してほしい。 指標として、高校生までに、オペラ、能、オーケストラ、プロスポーツ、近代美術等を観た人数や回数を目標とする。 また、県や市町が所有する琵琶湖ホールや体育施設、美術館などで公演等を行う際に、マチネの設定、学生割引を推進すべき。	滋賀らしい文化的な経験をはじめとして、子ども・若者が年齢や発達程度に応じて、自然体験や職業体験、文化芸術体験、伝統的な祭礼等の地域行事をはじめとした多様な体験ができる機会づくりに取り組んでまいります。(P71 16行目、P73 16行目) いただいた御意見については、具体的な事業の実施や評価にあたって参考とさせていただきます。
15	72	9	こどもが多く時間を過ごす学校の責務は大きい。にもかかわらず、学校園の多忙化は誰の目にも明らかで、子どもが安心して過ごせる場ではなくなってしまっている。教職員の人員増、学級の定数減などの教育環境の改革がなければ、絵に描いた餅となるのは明らか。	御意見を踏まえ、「(2)「夢と生きる力」を育む学校教育等の充実」に次の項目を追記します。 エ 教職員を支え、教育力を高める ○働き方改革を通じた笑顔あふれる学校づくりの推進 ・学校生活での子どもたちの笑顔に欠かせない、日々子どもたちと向き合う教職員の笑顔のために、やりがいと働きやすさのある環境づくりを通じて、教員の子どもの向き合う時間の確保や、教育力の発揮を支えます。(P76 1行目)

番号	頁	行	意見等	意見等に対する考え方
16	73	22	読書経験はとても重要だと思います。そのために、図書館を拠点として活動されることは素晴らしいと思います。この読書経験について、視覚障害者のための本（音訳図書）を充実させてほしいと思います。また、外国にルーツのある子どものために、外国語の本もっと図書館にある方がいいように思います。	御意見を踏まえ、「読書活動の推進」を以下の通り修正します。 【修正前】 ・子どもの時期の読書習慣の定着のため、小学校就学前の子育て支援の取組とも連携しながら、保護者の読書の重要性への理解を促進し、それぞれの状況に応じた家庭における読書活動の普及・啓発に取り組みます。また図書館職員や学校司書等への研修、読書ボランティアの養成等を通じて、子どもが身近な場面で楽しみながら本に親しむ機会の充実を図ります。 【修正後】 ・子どもの時期の読書習慣の定着のため、小学校就学前の子育て支援の取組とも連携しながら、保護者の読書の重要性への理解を促進し、それぞれの状況に応じた家庭における読書活動の普及・啓発に取り組みます。 ・図書館職員や学校司書等への研修、読書ボランティアの養成等を実施するとともに、県立図書館において障害のある子どもの読書をささえる資料や外国語資料等の収集・提供に努め、全ての子どもが身近な場面で楽しみながら本に親しむ機会の充実を図ります。 (P73 30行目)
17	75	10	学校等における男女共同参画教育の推進について、学校が性別役割分担意識を隠れたカリキュラムという形で固定化していると言われていることを前提に、その解消について書いてほしい。また、男女共同参画という言い方ではなく、性の多様化をふまえジェンダー平等と表現した方がいい。	本計画においては、学校等における男女共同参画教育の推進について、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む就学前や学校での教育を、家庭、地域社会と協働し、推進することとしています。 本項目は、男女の固定的な性別役割分担意識やそれを背景とした社会的慣習等により、男女がともに活躍できていない分野がある状況を踏まえて、教育を推進する必要があるとしていることから、「男女共同参画」という表現をしております。 性の多様性に関しては、性的指向・ジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての人がかけがえない個人として尊重される社会の実現を目指して、学校、地域、家庭、職域等の様々な場を通じた教育・啓発の実施に取り組んでまいります。 一方で、男女共同参画を推進することはジェンダー平等社会の実現に寄与するものであることから、以下の通り、修正いたします。 【修正前】 ○学校等における男女共同参画教育の推進 【修正後】 ○ジェンダー平等社会の実現に向けた学校等における男女共同参画教育の推進 (P75 27行目)
18	78	5	○安心・安全なインターネット利用 ・子ども・若者の性に関する問題に対応するため、インターネットに係る児童買春や「自撮り被害」を含む児童ポルノ事犯などの取り締まりのほか、SNSなどの適切な利用方法や有害サイト利用に伴う危険性に関する広報啓発、情報発信、被害者相談などの取組を強化します。 本計画の定義によると「若者」はおおむね18歳以降からおおむね30歳未満を対象と記載されており、成人である。成人の自己決定権を侵害し、知る権利を脅かすような施策は「若者」に対して行うべきでない。	御意見を踏まえ、以下の通り修正いたします。 【修正前】 ・子ども・若者をインターネット上のトラブルから守るために、「フィルタリングの利用」、「家庭における利用のルールづくり」、「保護者のインターネット・リテラシー向上および確実な管理・監督」を3本柱とし、官民連携して広報啓発などに取り組めます。 ・子ども・若者の性に関する問題に対応するため、インターネットに係る児童買春や「自撮り被害」を含む児童ポルノ事犯などの取り締まりのほか、SNSなどの適切な利用方法や有害サイト利用に伴う危険性に関する広報啓発、情報発信、被害者相談などの取組を強化します。 【修正後】 ・子どもをインターネット上のトラブルから守るために、「フィルタリングの利用」、「家庭における利用のルールづくり」、「保護者のインターネット・リテラシー向上および確実な管理・監督」を3本柱とし、官民連携して広報啓発などに取り組めます。 ・子どもの性に関する問題に対応するため、インターネットに係る児童買春や「自撮り被害」を含む児童ポルノ事犯などの取り締まりのほか、SNSなどの適切な利用方法や有害サイト利用に伴う危険性に関する広報啓発、情報発信、被害者相談などの取組を強化します。 (P78 28行目)
19	78	9	子どもの性被害として、SNS上で、いじめ、性的写真の共有が問題になっています。中は、学校内で被害にあっているものもあります。予防策ばかりが記載されていますが、実際に被害にあっている人の被害回復（SNS上の情報削除など）についても、子どもや保護者を支援すべきです。	本県では、専門知識を持ち関係機関の連携や橋渡しを行う犯罪被害者等支援コーディネーターを中心に、保健、医療、福祉、雇用、交通、住居、教育など県が有する様々な分野にわたる施策や制度を柔軟に活用し、国や市町、民間被害者支援団体、関係機関等とも連携しながら、一人ひとりの事情に応じた適切な支援を実施することとしており、御意見を踏まえ、引き続き、被害者支援を行ってまいります。

番号	頁	行	意見等	意見等に対する考え方
3 きめ細かな対応が必要な子ども・若者への支援				
20	79	2	私自身、現在大津市で2歳の子どもの育てており、「4 妊娠期から子育て期における切れ目のない支援の実施」とあるように、支援者の方の伴奏型の支援を受けながら、安心して子育てをすることができております。 一方で、「3 きめ細やかな対応が必要な子ども・若者への支援」の事業目標の内容には、困難な状況(不登校、引きこもり等)にある子どもたちへの直接的な支援、また家庭への支援が手薄になっているのではと感じます。 昨年度からご縁があり、不登校や引きこもりの子どもや若者、保護者の方々の居場所づくりのお手伝いをさせていただいております。 どのご家庭、どのお子さんも様々な事情を抱えて悩んでおられます。 期限付きの支援ではなく、民間団体やフリースクールへの継続的な支援に関する事業目標を盛り込んでいただくことを強く希望します。	きめ細やかな対応が必要な子ども・若者への支援に関しては、困難な状況にある子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるよう、社会的障壁を取り除くことに努めるとともに、こうした子ども・若者を支援する団体等への支援に取り組んでまいります。(P79 4行目) いただいた御意見については、具体的な事業の実施や評価にあたって参考とさせていただきます。
21	81	4	ヤングケアラーは、客観的な状況ですが、全ての子どもが親などのケアを好いてやっている訳ではなく、強いられたケアは、客観的には、児童への虐待状態であるとの見方もできることに留意して、研修や支援をして欲しいと思います。	いただいた御意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
22	81	28	性暴力は、性的同意に対する認知の歪みが原因の一つと言われます。 このため、性被害や性加害を生まないために、性教育が重要です。性教育でもっとも大事なことは、性的同意の権利(望まない性的接触を拒む権利)があるということです。 性教育として、健康な子供を産むためにはプレコンも大事ですが、性暴力、望まない妊娠や中絶を避けるためには、性的合意を早期に教育すべきであることを検討してください。	御意見を踏まえ、次の項目を追記します。 ○生命(いのち)の安全教育の推進 ・生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に考えることや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることを目指し、発達の段階に応じて「生命(いのち)を大切にすること」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教育に取り組めます。 (P75 19行目)
4 社会的養育の推進				
23	84	1	「社会的養護の推進」は、「社会的養育の推進」とすべきだと思います。 平成28年改正児童福祉法の理念及び「新しい社会的養育ビジョン」に基づいて全国的に策定された都道府県社会的養育推進計画に基づいた取り組みが行われており、令和7年1月にこども家庭庁支援局家庭福祉課発出の通知も、「社会的養育の推進に向けて」となっています。	当該項目には、社会的養護を必要とする子どもやその保護者への支援等だけでなく、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの包括的かつ切れ目のない支援のための取組等についても記載していることから、御意見を踏まえ、「社会的養護の推進」を「社会的養育の推進」に修正いたします。 【参考】 ・社会的養護 保護者のない子どもや、保護者に監護させることが適当でない子どもを、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことを指す。 ・社会的養育 社会が子どもの養育に対して保護者とともに責任を持つという考え方にに基づき、全ての子どもを対象として支援を行う考え方を表したものであり、「社会的養護」のみならず、市町村が行う地域における子育て支援施策全般を含む。
24	87	17	一時保護等の措置等にあたっては、「子ども自身が権利の主体者であることを知り」をつけ加える方が、これまで大人との力の関係で言えなかったとも言える環境にすると理解できていい。意見表明支援員の役割を書く。	御意見を踏まえ、以下の通り修正いたします。 【修正前】 ・施設等への入所や一時保護等の措置等の実施の際における子どもへの意見聴取や、社会的養護のもとで生活する子どもの意見表明等の支援を通じ、子どもの権利擁護の取組を一層推進し、子どもの最善の利益を図ります。 【修正後】 ・施設等への入所や一時保護等の措置等の実施の際に、子ども自身が権利の主体者であることを伝えた上で、子どもへの意見聴取や、社会的養護のもとで生活する子どもの意見表明等の支援を通じ、子どもの権利擁護の取組を一層推進し、子どもの最善の利益を図ります。 (P87 29行目) 【修正前】 ・滋賀県子ども若者審議会児童養護施設等の子どもの権利擁護部会による、一時保護施設や児童養護施設等の子どもの声を聴く機会を定期的に実施するとともに、子どもが自分自身の考えや意見等を表明しやすい体制や仕組みについて検討します。 【修正後】 ・滋賀県子ども若者審議会児童養護施設等の子どもの権利擁護部会の委員が意見表明等支援員(注)として、一時保護施設や児童養護施設等の子どもの声を聴く機会を定期的に実施するとともに、子どもが自分自身の考えや意見等を表明しやすい体制や仕組みについて検討します。 (P.88 34行目) (注)【意見表明等支援員】児童の福祉に関し知識又は経験を有する者で、子どもの立場に立って、子どもの意見・意向を意見聴取等により十分に把握し、子どもが望む場合には、行政機関や児童福祉施設等の関係機関に対し、意見形成や意見表明を支援したり、子どもの意見・意向を代弁して伝達したりする役割を担う。

番号	頁	行	意見等	意見等に対する考え方
25	87	17	一時保護については、司法審査が予定されており、早期に、子どもの意見意向を聴取することが求められています。子どもが自分で意見形成、意見表明を行うためには、子どもアドボケイトによる意見表明支援を受けられることが必要です。滋賀県は、議会において、子どもアドボケイトの養成プログラムが国から公表されれば、その養成を行う旨の答弁をしてきました。意見表明や権利擁護を実現できる環境整備として、具体的に子どもアドボケイトの養成と提供を計画に盛り込むべきです。	本県では、弁護士や臨床心理士等の専門職で構成する滋賀県子ども若者審議会子どもの権利擁護部会の委員が、第三者的な立場として、定期的に児童養護施設等を訪問し、子どもの意見等を聴く「意見表明等支援員」の役割を担っているところです。引き続き、子どもが自分自身の考えや意見等をより表明しやすい体制や仕組みについて検討を進めます。
26	87	17	家庭養育優先原則とは、里親・ファミリーホームへの委託であり、家庭的な施設ではないことを明記されている点は、国の方針、子どもの権利擁護の方向性として正しいと思います。滋賀県では、里親支援センターの受託を施設運営者がしています。このため、受託先は、里親委託を推進すれば、自分たちが運営する施設入所児童が減少するという利益相反の状況があります。すなわち、里親支援センターが、自分たちが運営する施設入所を優先すると、家庭養育優先原則に反することになってしまいます。滋賀県の里親委託が進まないのは、このような構造的な問題が関係していると思われる。したがって、そのような利益相反が起こる団体に里親支援センターを随意委託することを止めることを計画に盛り込むべきです。現状では、施設運営実績のある里親支援センターが、里親養成や普及を行うことはノウハウもあるので、いいですが、里親の適正を審査したり、子どもと里親をマッチングさせる機能を持たせることは、止めるべきだと思います（マッチングできなければ、施設入所者が増える）。少なくとも、里親たちと対等な関係性を構築するよう留意させるべきです。また、児相が、里親支援センターが運営している施設への入所措置を行う場合には、里親委託が困難な事情のある子どもに限定するような基準を設けるべきです。指標として、里親委託待機数、里親登録の更新をやめた理由、各児相・里親支援センター毎の里親委託率、里親支援センターを受託している施設に措置された子どもが、家庭養育優先原則に反していない事情、里親委託センターが行ったマッチング数と里親委託が成立しなかった理由、里親登録者から里親委託センターへの運営改善意見とその改善について検証すべきです。	平成28年改正児童福祉法において示された「家庭養育優先原則」を踏まえ、子どもが家庭において健やかに養育されるよう保護者を支援するとともに、家庭における養育が困難、または適当でない場合は里親等への委託、さらに、より専門的なケア等を必要とする場合は、施設での養育といった役割分担のもと子どもの支援を行っているところです。こうした役割分担を踏まえ、児童養護施設においては、入所機能だけでなく、相談対応や通所機能、在宅支援や里親支援機能を付加するなど、地域の子育て支援機関としての役割を果たす多機能化の取組が進められています。また、里親登録にあたっての適性の審査については県で行っており、里親等への委託の決定に当たっては、子ども家庭相談センター（児童相談所）において、子どもや家庭の状況等を考慮しており、その過程で委託が困難な事情等について検証を行っています。引き続き、上記の役割分担のもと、子どもの思いや家庭等の状況等を考慮し、里親等への委託を必要とする子どもが里親等のもとで暮らせるよう、里親への包括的な支援を行い、継続的に質の高い里親養育支援を進めてまいります。
27	87	17	一時保護における安全確保について 残念ながら、一部の一時保護所内の環境は、男女別処遇がいまいなところ、加害的な子どもと、被害的な子どもが一緒にいることもあります。そのような施設を利用することは、子どもにとって安全ではありません。早期に里親、施設や病院など安全を確保できるところで一時保護するようにすべきです。滋賀県内の一時保護所では、職員や子ども同士の不適切な接触が起きてきました。施設内の性暴力やハラスメントが起きないように対策をすべきです。特に、児相の長には、職員の適切な研修、採用、運用について責任を課すべきです。特に、夜間勤務者には、児童との接触に関する厳格な規則を課した上で、その厳格な運営を求めべきです。また、防犯カメラを設置するなど安全対策すべきです。国は、一時保護所、児童相談所に対する第三者審査を求めています。滋賀県でも、一時保護所、児童相談所が増加するとともに、子どもの意見の尊重のために、組織の改革が求められています。第三者による審査が不要なほどよい運営がされているとは思われません。	これまでから、一時保護施設に入所する子どもの安全確保のため、居室の個室化など必要な対応を行ってきたところ。引き続き、国の「一時保護ガイドライン」や令和6年度中に制定予定の「一時保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例」の内容も踏まえ、一時保護施設に入所する子どもが、安全、安心に生活できるよう取組を進めてまいります。
28	87	17	子どもの意見表明のためには、子どもアドボケイトが必要と考えます。子どもの声を聴くためには、信頼関係が必要であり、措置権限を有している行政職員が意見表明を支援することは困難であり、独立アドボケイトが必要であるとして、国もその養成プログラムを公表しています。若者審議会の子どもの権利擁護部会による子どもの声を定期的に聴くというのは、これまで1年か2年に1度であり、全ての子どもが意見を表明する機会が与えられていません。子どもの意見表明を支援するのであれば、少なくとも、司法審査を受ける一時保護の子どもには、養成された子どもアドボケイトに意見表明支援を受けることができる体制を検討するだけでなく、実施できるようにすべきです。	子どもの意見聴取にあたっては、弁護士や臨床心理士等の専門職から構成される滋賀県子ども若者審議会子どもの権利擁護部会委員による児童養護施設等への定期的な訪問のほか、子どもからの求めに応じて声を聴く取組を行っているところです。今後、社会的養護のもとで生活する子どもが、自分自身の考えや意見等をより表明しやすい体制や仕組みづくりについて検討を進めてまいります。

番号	頁	行	意見等	意見等に対する考え方
29	89	12	「親子関係の再構築支援」とあるが、親との関係修復が最終ゴールでいいのか。毒親、毒母という言葉が一時期、心理学分野で取りざたされたが、親子関係は密であるからこそ当事者の苦しみや傷が消せないものとして残っているケースがある。個別に対応するべきもののなのに、安易に最終ゴールを設定するのは不適切。	○御意見を踏まえ、注釈として「親子関係の再構築支援」の説明を追加するとともに、本文を以下の通り修正いたします。 （親子関係の再構築支援） 子どもと親が肯定的なつながりを築くため、虐待などの問題を抱えた家庭の親子関係の修復や再構築を支援すること。親子分離等によって離れて生活する親子を対象とした家庭復帰を唯一の目的とするものではなく、一定の距離を保って交流を続けながらお互いを受け入れ、認め合う関係の構築や、ともに暮らす親子を対象とした虐待リスクの軽減、予防のための支援も含まれる。また、親子の交流が望ましくない、あるいは交流がない家庭におけるきょうだいや親族等との関係構築の支援も含まれる。 【修正前】 ・施設への入所や里親等への委託は、子どもへの支援の最終目標ではなく、子どもの最善の利益の実現の観点から、子どもとその保護者との関係の再構築に取り組んでいきます。 【修正後】 ・子どもや家族の意見・意向を尊重し、その状況等を踏まえた上で、子どもの最善の利益の実現の観点から、子どもとその保護者との関係の再構築に取り組んでいきます。 (P89 15行目)
5 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進				
30	92	1	低所得者や生活保護受給者（県民税を負担していない世帯）への手厚い支援や給付の事業が非常に目立ちますが、納税者に還元する政策がないと少子化の対策になりません。 このプランの施策のように、低所得者や生活保護受給者ばかり育児や学業支援を行うのではなく、子育て世帯に一律の支援をしないと、低所得者や生活保護受給者だけが2人、3人と子育てができる滋賀県になってしまいます。 現状、低所得者や生活保護受給者は労働時間が少ない傾向にあり、子どもと過ごす時間も多く取ることが出ています。にも関わらず、さらにその世帯へ育児、学業支援を行い、一方で仕事をし納税している子育て世帯は支援の対象外としてしまうと、納税者世帯は子どもと過ごす時間を取ることができず、低所得者や生活保護受給者世帯の子どもとの体験格差、また滋賀県が働いている自然との触れ合いの格差も生まれてしまいます。このプランは、働く子育て世代が、低所得者や生活保護世帯の子どもを養う構図になっています。 その上、低所得者や生活保護世帯は多児を持つことができ、一方で働く子育て世帯は少子化になる滋賀県を作り出しています。 プラン作成を根底から見直し、働いて納税している世帯も欲しい人数だけの子どもを持つことができ、子どもと過ごす時間を作ることができる内容にしたいです。	生活困窮世帯やひとり親家庭等への支援だけでなく、3歳以上児を中心とした幼児教育・保育の無償化や子ども医療費の負担軽減に係る取組等、様々な支援に取り組むこととしています。 (P106 29行目、P112 13行目) また、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの取組を促進し、長時間労働の抑制や育児休業の取得など個人の状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択できる社会環境づくりに取り組むほか、子ども・若者の年齢や発達にに応じた多様な遊びや体験の機会づくりに取り組むこととしています。(P124 22行目、P71 4行目)
31	92	28	義務教育段階の就学支援の充実について、就学支援が必要な児童生徒はすべての学校に在るという前提で、「課題を抱える学校」「要請に応じて」ではなく、すべての学校にスクールソーシャルワーカーを配置することはできないのか。	現在は一部の学校にスクールソーシャルワーカーを配置しておりますが、配置校以外の学校についても、同一市町内での訪問を可能とし、より多くの学校を支援する体制としています。今後も不安や悩みを抱える児童生徒にしっかり寄り添えるよう、スクールソーシャルワーカーの拡充に努めてまいります。
32	92	1	子どもの貧困について、経済的な相対的貧困というだけではなく、社会生活を営む上で困難な状況にあること、という剥夺概念（タウゼント）として指摘されていることはとても重要なことだと思います。 そうした場合、子どもが学校生活で相対的な剥夺な状態を是正する取組みが求められます。すなわち、国も、貧困問題に対して、学校が取り組むことを求めています。 教育機会を家庭の貧困（ヤングケアラーなど複合的な問題があることが指摘されています）のために損なわない取り組みとして、学校に、共用の備品や衛生用品を備える取り組みがあります。従来からある教材の無償化（低額支給）や給食や生理用品はその一つであるが、すべてではないです。小中学校においては忘れ物の要因として、家庭の貧困があると指摘されています。立命館大学の柏木智子教授が提唱しているように、学校に、共用の学用品や備品を備えることを推進すべきである。 子どもの貧困についても学校で教えるべきです。 子どもが子どもの権利を学ぶときに、自分や自分たちの周りの子どもの貧困の問題に直面することになります。学校は、子どもの権利を教えるときには、子どもの相対的搾取の問題と、それをどうやって学校で、民主的に解決していくか（例えば、県に政策意見の表明することもあると思います）まで教えることで、子どもの自己肯定感が向上するという研究もあります。 次に、家庭の貧困の帰結として低学力、高校中退の問題があります。滋賀県では、低学力層の多くが定時制高校や通信制高校に進学しますが、その数が少ないため、長距離通学を強いられています。貧困対策や退学率を下げるために、通学費負担額に月3000円くらいの上限を設けて、それ以上についてはクーポンを配布するなどの対応が有効だと思われます。 県立の定時制高校、通信制高校の指導が過度に厳しいために、退学率が高い高校があります。高校の指導に問題や課題がないか、調査すべきです。	子どもの貧困に関しては、学校を子どもの貧困対策の拠点と位置づけ、学校教育により学力を保障するとともに、学校を窓口とした福祉関連機関との連携や経済的支援を通じて、学校から子どもを福祉的支援につなげ、総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図ることとしています。 いただいた御意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。(P92 5行目) 高校の中途退学に関しては、その要因は様々であることから、それぞれの要因や背景に応じた対応を推進しています。中途退学の防止に向けて、基本的な対応（アセスメントとプランニング）の実施とともに、生徒の細やかな変化に気づける生徒指導体制づくりを継続して進めてまいります。
6 ひとり親家庭への支援の推進				
33	103	32	養育費確保のための支援について。話し合いがスムーズなケースばかりではないため、本人同士の取り決めに代替する役割を県や市が担うべきではないか。明石市のたて替え制度のように。	滋賀県では養育費の確保に向けた取組を進めていく方針であり、いただいた御意見については、国や他府県の動向も踏まえて、今後の施策等の検討にあたっての参考とさせていただきます。(P103 29行目)

番号	頁	行	意見等	意見等に対する考え方
7 安心・安全な子育て環境の整備				
34	106	34	「国制度を拡充し」との表現が分かりにくい。県独自の制度であることが分かるようにした方がよいのでは。	御意見を踏まえ、以下の通り修正いたします 【修正前】 多子世帯の経済的負担の軽減を図り、希望する数の子どもを安心して生み育てられる環境づくりを推進するため、国制度を拡充し、一定の所得世帯の第3子以降の保育料および副食費の負担軽減を図ります。 【修正後】 多子世帯の経済的負担の軽減を図り、希望する数の子どもを安心して生み育てられる環境づくりを推進するため、 県独自の制度として 、国制度を拡充し、一定の所得世帯の第3子以降の保育料および副食費の負担軽減を図ります。 (P106 32行目)
35	110	20	小児専門の病院もかなり少なく、子供の病院の予約も困難な為、本当に暮らしやすい街作りを進めて欲しい。	子どもが安心して医療を利用できるよう、関係団体、関係医療機関等との連携の下、小児科医をはじめとする地域医療体制の維持に必要な医師の確保に取り組んでまいります。(P110 15行目) また、休日や夜間を含め医療機関を受診したい場合にインターネット上で医療機関を検索できるシステム「医療情報ネット」にて情報提供を行うなど、適切に医療機関を受診できるよう支援を行ってまいります。(P112 1行目)
36	110	20	子どもの健康・保健に関連する箇所（安心・安全な子育て環境の整備など）には、子どもへの受動喫煙の危害について触れられていないようですが子どものいる場所（特に家庭内など、また利用施設や屋外でも）での喫煙・タバコ（受動喫煙）は止めるべき、との周知徹底と施策・規制がより一層必要です。（子どもたちの受動喫煙防止は本計画・プランのための基本要件です） ※貴県は禁煙推進や受動喫煙防止に力を入れており、健康寿命などの上位県ではありますが、子どもたちを受動喫煙の危害から守るために、本計画にもその重要性を入れ込むことを希望し、念のために追記いたします。 （１）子ども（胎児を含め）のいる場所や傍での喫煙（加熱式タバコを含め）は、成長過程にある子どもの心身の健康を傷つけ・蝕み、成人後にも及ぶ多大の影響を与えています（既に多くのエビデンスの集積がある）。 （２）子どもたち（の多く）はそれらの害に思い及ばず、自らの意思で避けることができ難いです。子どもの半数前後の家庭で、同居家族に喫煙者があり、その多くは直接子どもへの受動喫煙を避けるようには配慮しているのかもしれませんが、家庭内の受動喫煙は避けがたいですし、外で吸ったとしても、家に戻れば呼出煙が出て、害を及ぼします。 ※内閣府が2022年に行った「タバコ対策に関する世論調査」でも、喫煙者のタバコの煙を不快に思った場所を聞いたところ、「公園・屋外で児童が遊んだりする児童遊園」での不快との回答は35.9%でした。これらの場所以外でも、子どもたちの健康を受動喫煙の危害から守る施策が必要です。 （３）都道府県や市の受動喫煙防止条例で規定を設けている例がいくつかありますが、まだ少数のようで、貴計画でも同様の趣旨を盛り込み、また別途同様の条例制定で、子どもたちの健康を受動喫煙の危害から守るようお願いします。 （４）子どもの家族の喫煙者の禁煙をサポートするための「禁煙外来治療費助成」（2/3助成）の予算化を、県と市町村でご検討をいただいてはどうでしょうか。 ・東京都では、受動喫煙防止条例制定にあわせ、区市町村が実施する場合には、その区市町村の実施費用の半額を助成しています。 ・禁煙治療薬のチャンピックス（バレンクリン）の出荷停止が続いていますが、2025年半ばまでには出荷が再開される予定とのことです。	本県は「健康いきいき21ー健康しが推進プランー（第3次）」に基づき、受動喫煙防止対策などの県民の健康づくりに取り組んでいるところであり、御意見をふまえ、「ウ 子どもの健康・医療の充実」に以下の項目を追記します。 ○受動喫煙防止のための環境づくり ・子どもの安全と健康を守る観点から、学校や市町と連携し、家庭での受動喫煙防止の普及啓発を行うとともに、地域においてもたばこの煙から子どもを守る県民運動として受動喫煙防止対策を展開します。 (P111 21行目)
37	111	23	学校への負担を減らす意味でも、フッ化物洗口の実施は、医療機関で希望者がするべき。	学校で行うフッ化物洗口は週1回法であり、毎週継続的に行うことでむし歯を予防します。このため、毎回医療機関で行うのではなく、認定子ども園、保育所、幼稚園、学校において、子どもたちの生活環境に組み入れて実施することが現実的かつ効果的と考えます。(P111 30行目)
38	111	23	歯科保健対策でフッ化物洗口の実施とありますが、安全が確約できないものを子どもたちに公に実施することに不安を抱きます。すでに実施している市町もありますが、効果が出ていないところが多いのになぜ費用をかけるのか。費用対効果が高いという根拠がどこから出ましたか？安全面、経済的にも考え直していただきたいです。	フッ化物洗口を含め、フッ化物を用いたむし歯予防は、有効性、安全性および高い費用対効果等の観点から、世界保健機関（WHO）をはじめ、厚生労働省、様々な歯科保健関係学会により推奨されています。本県においても、小学校の6年間、フッ化物洗口を実施した12歳児と実施していない12歳児との間では約68%のむし歯抑制率を確認しており、6年間のフッ化物洗口実施費用821円/人（500人規模の学校で試算）に対して費用対効果が高い対策と考えています。 また、「滋賀県フッ化物洗口マニュアル」にて、保護者説明会の開催および洗口開始前の実施希望の確認について記載し、保護者の安心と理解を得たうえで実施されるよう配慮に努めています。(P111 30行目)

番号	頁	行	意見等	意見等に対する考え方
39	112	36	「家庭の教育力の向上に向けた職場づくり」とは、保護者に子どもを教育する力が足りないという意味に読みとれる。	御指摘いただいた点については、保護者に子どもを教育する力が足りないことを指摘するものではなく、すべての子育てで家庭について子育ての不安や負担感の解消を図るために、様々な主体が子育てとともに関わり、支える地域づくりが必要であることから、企業においても職場における各種の学習支援や情報提供を行い、子育てや家庭教育への理解を深める取組が必要と考えるものです。(P112 23行目、P113 6行目)
40	113	4	若者、子供が遊べるセンスの良い場所がもっと欲しい。もっと鮮度の高いファッションに触れられる場所と子供が遊べるエリアが併設しているモールやショッピングセンターが欲しい。(京都や大阪まで出向かずとも子連れでも行きやすい場所)今は草津イオンに集約されてしまっていて、お出かけについての選択余地が少なく、子供にとってももっと魅力ある場所、イベントなどを開催する場所を作って欲しい。 また、南草津駅西口エリアの再開発において、カフェスペースやパン屋、本屋など、子連れが安心して利用出来る施設をもっと増やして欲しい。	子どもや子育て家庭がゆとりと安心感を持って毎日の生活が送れるよう、子育てにやさしい環境を整備することとしています。(P121 27行目) また、子どもが多様な遊びや体験の機会が確保できるための取組や、子どもをはじめ誰にでも優しく利用しやすい公園づくり等の取組を推進することとしています。(P113 19行目)
8 子ども・若者を取り巻く社会環境の整備				
41	126	24	大人の発達障害をまず認知してほしい。 子供や若者よりもまずそれを育てる大人が間違っていて意味がない。 子供や若者の可能性を潰してるのは親や大人。	本計画においては、地域のつながりの希薄化や家庭の孤立化、家庭環境の多様化などの状況を踏まえ、家庭に寄り添い、共に学び合い、子どもの育ちを支えていく取組を推進します。子育て支援団体等とも連携しながら支援体制づくりを進めるとともに、親としての学びの機会や交流の場の充実などを通じて、健やかな子育てや子どもの学びの充実を図ってまいります。(P127 24行目)
42	128	10	特別支援教育の充実、インクルーシブ教育システム構築について。交流など、障害を理由に別学体制をとっている現状を追認していて、「障害のない友だちと学びたかった」「自分も高校でいろいろな体験をしたかった」という当事者の希望に沿った提示ではない。矢面に立たされる保護者が最終的に特別支援学校などを進路として選択すれば、子どもは従わざるをえない。意見表明の権利があると知り意見表明する、当事者のエンパワメントが可能な環境をまず整えるべきである。	本計画においては、「地域で共に生きていくための力を育てる」を基本的な考え方として、障害のある子ども一人ひとりの障害に応じた望ましい学びの場が柔軟に選択できるよう、多様な学びの機会を確保するとともに、就学相談や支援体制の充実に努めることとしています。(P129 11行目) 子どもの意見表明に関しては、本計画の基本施策として「子どもの権利が守られる社会づくり」を新設して取り組むこととしており、子どもの権利に関する周知啓発や子どもが自由に意見を表明できる環境の整備を図ってまいります。(P69 2行目)
43	128	10	特別支援教育の充実、インクルーシブ教育システム構築の推進で、インクルーシブの意味を間違っておられません。特別支援学校や高等養護学校はインクルーシブ教育ではなく分離教育です。例えば大阪は特別支援学級でなく交流学級に在籍、そこで学びその支援のために教員がつかます。その姿を見て周りの子どもたちは学び、やがて社会に出た時にもより理解者、支援者となります。障害をもった子たちのために、だけでなく子どもたちみんなのためにと考えれば、ともに過ごす、学ぶことの大切さはおのずと見えてくるはずですよ。	本計画においては、「地域で共に生きていくための力を育てる」を基本的な考え方として、障害のある子ども一人ひとりの障害に応じた望ましい学びの場が柔軟に選択できるよう、多様な学びの機会を確保するとともに、就学相談や支援体制の充実に努めることとしています。(P129 11行目)
44	128	35	外国につながるをもつ子ども等への支援では、朝鮮学校など外国人学校に通う子どもへの支援が抜けているので、つけ加えるべき。	外国人学校への支援に関しては、現在策定中の「滋賀県多文化共生推進プラン(第3次改訂版)」に基づき、外国人県民等に係る多文化共生や日本語教育の推進に関する施策に取り組むこととしています。(P130 21行目)
45	128	35	外国につながるをもつ子ども等への支援で、日本の学校に在籍している子どもたちだけでなく、外国人学校に通う子どもたちへの支援についての記述がありません。滋賀に住む子供たちはどの国籍の子どもであっても、やがて滋賀ではたらくなかまとなります。細やかな支援が届くような対策をお願いします。	外国人学校への支援に関しては、現在策定中の「滋賀県多文化共生推進プラン(第3次改訂版)」に基づき、外国人県民等に係る多文化共生や日本語教育の推進に関する施策に取り組むこととしています。(P130 21行目)
V 基本理念の実現に向けた大切な視点				
46	130	2	「こども」「若者」といえば、安心安全な子育て、教育環境の充実、育成、不登校、虐待、貧困などあらゆるテーマが絡んでくるため、データ収集と方針決定にはかなり苦慮されたのではと感じました。 また、本プランは、こども若者が対象なので、当然、子供たちが本プランを知っておく必要があります。(大人だけで構想をたてて勝手にやるのは、これまでの行政のやり方なので。)また、周知することで親にも伝わり、より指標到達につながると考えます。よって、こどもたちにはわかりやすく、本プランを漫画にした小冊子を配るなどをしてはどうでしょうか。	本計画の策定に当たっては、やさしい言葉遣いやイラストなどを用いた子ども向け資料を作成し、当事者である子どもにも周知のうえ意見聴取を行いました。 また、本計画において子ども・若者施策を展開するに当たっては、当事者である子ども・若者の意見を聴取・応答・反映することとしています。(P131 11行目) 子どもにわかりやすい資料の作成については、いただいた御意見を今後の取組の参考とさせていただきます。

番号	頁	行	意見等	意見等に対する考え方
47	130	2	子ども・若者の意見聴取について、貴県の他県にない丁寧な記載に感服いたしました。 以下、現行記載と重なる点もありますが、数点意見いたします。 子ども・若者の意見の政策反映について、自治体の責務として、「意見聴取の対象が特定の範囲に偏らないよう留意」と記載されたことを強く強く支持いたします。 「子ども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」におけるパブリックコメントにおいて、例えば同案第二章への意見に対し、子ども家庭庁は「意見を聞く相手が偏ってしまう可能性は排除できない」とし、「多様な子ども・若者から参加してもらえよう、各府省庁や地方自治体で取り組んでいただきたい」と自治体に対する意向を述べています。また、「自治体子ども計画策定のためのガイドライン」におけるパブリックコメントでも、子ども家庭庁から同様の意向が改めて示されています。 具体的には、意見を聴取した対象が短期間に重複しないように聴取対象者をリスト化して管理する、意見聴取に携わる部署や連携する団体等を固定せずに一定期間での交代を義務化する、といった対応が考えられますが、是非とも他県にも波及させていただけるような取組となるよう、勝手ながら期待いたします。	いただいた御意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
48	130	2	子ども・若者の意見の政策反映について、自治体の責務として、「意見を聞くに当たって活用・連携する外部人材・団体について、広くその情報収集に努め、適格性を慎重に判断する」としてはいかがでしょうか？ 世上には多様な識者・民間団体があり、中には必ずしも連携することが適当でない識者・団体があることも想定されます。例えば、当然行われるであろう行政での審査に加え、事前に広く情報提供を呼び掛けたり、保護者団体や地域団体等の他分野の団体の意見を聞いたりすることなどが考えられます。また、一定期間ごとに関わる団体が交代するように規定することも考えられます。	施策の策定および実施にあたっては、国、市町、保護者、学校・園、事業者、子育てを支援する団体および県民との適切な役割分担を踏まえるとともに、相互に連携し、協力することが必要と考えております。外部人材等の活用・連携に関しては、いただいた御意見を今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。(P135 8行目)
49	131	留意事項	自治体の責務として、「子ども・若者の自由な意見発信が大人に妨げられることが無いよう、連携する民間団体や保護者、地域社会といった関係者ととともに、配慮する」としてはいかがでしょうか？ 留意事項には「保護者」の影響のみ記載されていますが、それだけでは不足があると考えます。 子ども・若者の意見を聞くにあたりその発信前に大人が過度に干渉して意見に影響を与えることは慎まねばなりません。しかしながら、意図せずとも、熱心に情報提供をするなどだけでも結果として干渉となることがあり得ますし、更には意図的に干渉して行う場合も想定され、こういった懸念への対処は自治体において適正に行うことが求められます。特に、意見発信において連携する民間団体等はその意見を引き出すこと、更には場合により記録することも委ねられることから、特に厳に干渉が戒められるべきと考えられます。例えば、子ども家庭庁「子ども・若者参画及び意見反映専門委員会」では、意見発信をサポートする民間団体の事例として「●●の計画だったり、法律だったり、色んなことをレクチャー」「地域をどうしようか」というのも全部サポート」「何回も何回もやって（略）しっかり準備」と、意見発信をすることも子ども・若者が影響を受けることが不可避であるような取組が述べられており、その意図によらず、子ども・若者の本来の意見から変化してしまう懸念が消えません。	御意見を踏まえ、以下の通り修正いたします。 (修正前) ・幼い年齢の子どもを対象とする場合は、保護者の意見に影響を受けている可能性を考慮し、子どもの率直な意見を聴くことができるよう工夫すること。 (修正後) ・幼い年齢の子どもを対象とする場合は、保護者等の大人の意見に影響を受けている可能性を考慮し、子どもの率直な意見を聴くことができるよう工夫すること。 (P132 留意事項)
50	131	4	意見を聴く工夫として「思いを汲み取る姿勢を持つ」とあるが、汲み取る人の思いが反映される可能性が否めない。言葉にできない思いを意見として形成することができるように支援する大人の役割が必要。子どもの権利の熟知や傾聴のスキルが備わっているなど専門性が必要だと考える。思いを汲み取る姿勢を持てばいいという認識は間違っているため、変えるべき。	子どもの意見を聴取する際には、大人の役割は子ども・若者の意見表明のサポートであることを認識することとしています。子どもの意思をくみ取る取組が広まるよう、特に子どもと関わりのある大人に対して周知・啓発を行い、子どもが意見を表明しやすい環境を整えていきたいと考えています。(P132 ②)
51	131	12	「意見を表明する選択肢を用意する」の「選択肢」を「多様な手段」に変えてはいかがでしょうか？ その後の文章を読めば意見表面の手段の選択肢を用意することであることは読み取れますが、「選択肢」の言葉だけが独り歩きして「三択問題」のような選択式の質問から選ばせるようなことを想起される懸念もあります。	御意見を踏まえ、以下の通り修正いたします。 (修正前) ・子ども・若者が意見を言いやすい方法を選べるような様々な選択肢を用意します。 (修正後) ・子ども・若者が意見を言いやすい方法を選べるよう多様な手段を用意します。 (P132 ②)
52	132	2	子ども・若者の意見の政策反映について、子ども計画において、意見聴取に関し、特定の主義主張に紐付けるような記述をしないよう求めます。 例えば他県事例では「差別のない社会を作る一員として意見発信」といった形での記載が見られますが、これでは「差別のない社会を作る」ため以外では意見発信できないなど、特定の主義主張に沿った意見や議題以外が封殺される懸念があります。基の趣旨に添って、子ども・若者が自分の関わることにに対して真に自由に意見発信ができるように、一切の主義主張や思想と切り離れた記載となるよう、ご配慮を頂きたいをお願いします。	子どもの意見聴取に関して、子どもは家庭、学校、地域等において、自身に関わることにについて自由に意見を表明できるよう取組を進めることとしています。 (P69 33行目)

番号	頁	行	意見等	意見等に対する考え方
53	132	2	子ども・若者の意見の政策反映について、行政および連携する団体等に関する情報や聴取した意見、質疑等の経緯、そしてその提言に対する行政の対応など、細やかに情報公開に努めることを自治体の責務として記載されてはいかがでしょうか？ 意見を発した子ども・若者のみならず、発しえなかった方にも次につながるよう、その政策反映の過程はいつでも誰でも見られることが理想です。また、一般的な参政権に基づく民主主義とは異なる当事者主義での行政運用に繋がる取組であり、なればこそ、参政権を有する大人（若者を含む）から広範に理解と支持をされるように十分に情報公開が成される必要があると思います。	子ども・若者の意見聴取に当たっては、意見を受けとめたことを子ども・若者に伝え、聴いた意見がどのように扱われたのか説明するよう取り組むこととしています。（P133 ③）
VI プランの推進				
54	134	7	自治体の責務として、「様々な活動に当たって連携する団体について、広くその情報収集に努め、適格性を慎重に判断する」としてはいかがでしょうか？ 世上には多様な民間団体があり、中には必ずしも連携することが適当でない団体があることも想定されます。例えば、当然行われるであろう行政での審査に加え、事前に情報提供を呼び掛けたり、保護者団体や地域団体等の他分野の団体の意見を聞いたりすることなどが考えられます。また、一定期間ごとに関わる団体が交代するように規定することも考えられます。本計画内容とも近い若年被害女性支援事業では東京都にて住民監査が認容され、複数の住民訴訟が提起されて注目されており、自治体と民間団体との協働を起点として起きたこのような混乱は、何よりも被支援者のためになりません。	施策の策定および実施にあたっては、国、市町、保護者、学校・園、事業者、子育てを支援する団体および県民との適切な役割分担を踏まえるとともに、相互に連携し、協力することが必要と考えております。外部団体等との連携に関しては、いただいた御意見を今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。（P135 10行目）
55	135	13	幼稚園や地域の役割と同様に、「学校の役割」の中に、「虐待」「いじめ」の早期発見や未然防止があってもよいと感じます。	御意見を踏まえ、以下の通り修正します。 【修正前】 子どもたちが心豊かに主体的、創造的に生きていくための資質や能力を育む場であり、子どもの年齢および発達段階に応じ、一人ひとりが抱える困難や課題に向き合い、個性の発見、可能性の伸長および能力の発達に資するよう、子どもへの支援を行う必要があります。 【修正後】 子どもたちが心豊かに主体的、創造的に生きていくための資質や能力を育む場であり、子どもの年齢および発達段階に応じ、いじめや虐待をはじめ、一人ひとりが抱える様々な困難や課題に向き合い、個性の発見、可能性の伸長および能力の発達に資するよう、子どもへの支援を行う必要があります。（P136 14行目）
56	136	23	本計画に関する様々な施策、事業に関して、自治体において年度ごとに事業評価がなされ確実に市民に公開されることを望みます。社会保障費の暴騰が続き、国民負担率も上がるなか、必要な事業を無理せずともしっかりと守るためには市民にその必要性が示され続けねばなりません。	計画の推進にあたっては、PDCAサイクルの考えに基づき、毎年度、計画に基づく施策の実施状況、別に定める数値目標の達成状況、施策の効果や課題等について、滋賀県子ども若者審議会において点検評価を受けることとしています。また、その結果を広く県民に公表するとともに、子育て当事者などからの意見を踏まえて翌年度以降の施策に反映させ、社会経済情勢の変化などに対応した実効性のある計画を推進してまいります。（P138 13行目）
57	137	12	PDCAサイクルにおいて、Checkの部分、「評価」ですが、H22年に策定して、これまで5年を3回継続してきたわけですが、「施策や支援のどのようなものがある有効に働き、指標を達成できたのか」また、逆もあると思いますが、効果があったもの、なかったものを評価し、次の施策に活かすと思いますので、そのあたりの考察がほしかったです。	現行の淡海子ども・若者プランにおいてもPDCAサイクルにより施策を実施することとし、毎年度、数値目標の達成状況等について評価を行っており、今回の計画改定にあたっては、これまでの評価を踏まえて検討を行っております。次期計画においても継続してPDCAサイクルにより点検評価・進捗管理を実施することとしています。（P138 13行目）
数値目標				
58	138		政策目標、事業目標に具体的な数字や目指すべき水準が書かれておらず、何をどこまでどうしようとしているのかわからない計画だと思われたので、しっかりと書くべき。	政策目標のほか、参考として定める事業目標について、具体的な目標数値を設定し、進捗管理を行ってまいります。（P139）
59	138		「子どもを生み育てる環境が整っていると感じる人の割合」という目標項目があるが、そのように感じる人の割合では客観的な到達水準が不明確。そうしたのではなく、出生率など客観的な指標を目標として設定すべき。	本計画ではPDCAサイクルにより計画の進捗管理を行うこととしており、主に主観的な指標である政策目標に加えて、参考として客観的な指標を事業目標に定めるほか、各施策の取組状況等もあわせて、総合的に点検評価を行ってまいります。（P139）
60	138		待機児童の捉え方(待機児童の数え方)が自治体によって異なるため、保育所等に入所できない児童(一部自治体で潜在的待機児童、保留児童と言われるもの)の総数も指標にした方が、実際の保育ニーズにどれだけ対応できているか明確になる。 なお、市町計画においては「待機児童数」のみを指標としても問題はない。県計画のみ「保留児童数」を指標として設定する。	待機児童は、子ども家庭庁が実施する「保育所等利用待機児童数調査」に基づき、各全ての市町村で同じ定義のもと調査されているものであり、原案どおりとします。（P139）
61	138		「きめ細かな対応が必要な子ども・若者への支援」に掲げた施策と、政策目標の繋がりがありません。学校で、子どもの貧困を教え、子どもがそれを知ること指標とすべきです。子どもは自分たちの問題を知り、取り組むことで自己肯定感が向上します。 そして、学校を貧困問題に取り組むべきだと位置づけることで、政策目標と架橋できると思います。	本計画ではPDCAサイクルにより計画の進捗管理を行うこととしており、主に主観的な指標である政策目標に加えて、参考として客観的な指標を事業目標に定めるほか、各施策の取組状況等もあわせて、総合的に点検評価を行ってまいります。いただいた御意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。（P138 12行目）
その他				
62	概要版		10枚にまとめられていますが、1枚あたりの文字数が多く、かつ文字間の隙間もありないため、要旨や全体像がつかみにくかったという印象を受けました。図などを使って、よりコンパクトにまとめるとよいと思います。	概要版の資料については、計画全体の構成や各基本施策における取組の概要を最小限の分量で伝えるために現在の構成となっていますが、分かりやすい資料の作成については、御指摘を踏まえ、引き続き検討してまいります。

※頁・行欄の該当頁等は、県民政策コメントで公表した次期「淡海子ども・若者プラン」（原案）に沿っています。